

令和3年7月28日

▼タイトル

新ごみ処理施設建設候補地の公募について

ごみ処理は市民生活に身近なサービスとして必要不可欠であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市の一般廃棄物処理責任を果たし、将来にわたり安定かつ効率的なごみ処理体制を確保するため、新ごみ処理施設の整備は重要かつ喫緊の課題となっています。

新ごみ処理施設の整備にあたっては、地元地域のご理解ご協力がなければ進めることができないため、建設候補地の選定に際しては、地域の合意形成を最優先に取り組む必要があります。また、市民の皆様が日々出されるごみの処理にかかる課題について、改めて考えていただく機会としたいと考えております。

このことから、今年3月に新ごみ処理施設の建設候補地を再度公募により選定することと決定し、4月以降、外部有識者等からなる高島市ごみ処理施設建設検討委員会を再度設置し、公募要項や選定基準についてご審議いただくとともに、市議会に設置されました高島市新ごみ処理施設建設特別委員会との情報共有や意見交換を踏まえつつ、準備を進めてまいりました。

この度、公募要項および選定基準を策定し、各地域での区長・自治会長への説明会を終え、建設候補地を募集することとなりましたのでお知らせします。

▼応募資格

区（自治会）長

▼応募条件

概ね3ヘクタールの用地が確保できること

区（自治会）内における合意形成がなされていること

土地所有者の同意が得られること など

▼応募期間

令和3年7月13日（火）から 令和3年12月24日（金）まで

▼選定方法

新ごみ処理施設建設候補地選定基準に基づき、高島市ごみ処理施設建設検討委員会において、応募用地の中から建設候補地を選定し、市長に答申します。

▼地域振興策

建設予定地に決定した区（自治会）に対し、地域振興事業交付金として総額2億円以内を各年度予算の範囲内で交付します。

▼今後の予定

応募締切まで随時：【市】区（自治会）からのご要請により説明会、施設見学会を開催

令和4年1～3月：【建設検討委員会】現地調査、応募用地の評価

令和4年3月：【建設検討委員会】建設候補地の選定・答申、【市】建設予定地を決定

▼問い合わせ先

○所 属：環境部 環境センター建設課

○電話番号：0740-25-8104

高島市新ごみ処理施設建設候補地公募要項

はじめに

高島市（以下「市」という。）では、ごみ処理施設の老朽化に伴い、新しいごみ処理施設の整備計画を進めています。

新しいごみ処理施設の建設用地については、公募による募集とし、応募いただいた中から「高島市ごみ処理施設建設検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、選定要件等に照らし慎重に評価したうえで、市が建設用地を決定するものとします。

1. 整備対象施設の概要

新しいごみ処理施設は、市内の各家庭等から発生するごみを対象とする下記の2施設です。

なお、施設の詳細や、処理能力等の数値については、検討委員会において、将来のごみ量の推計や今後のごみ減量化の取り組みを踏まえ、検討してまいります。

（1）ごみ焼却施設

処理能力：約52t／日

処理対象物：家庭等から発生する可燃ごみ

その他：ごみの焼却で回収したエネルギーについて積極的な有効利用を図る。

（2）リサイクル施設

処理能力：約6t／日

処理対象物：家庭等から発生する粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ

その他：環境学習施設等を併設予定

なお、施設規模については、施設整備基本計画において見直しを予定しており、その中で変更となる場合があります。

2. 施設整備基本方針

本市の新ごみ処理施設整備においては、安全性、環境への配慮、経済性及び環境教育・環境学習の機能や災害発生時における防災拠点としての役割など、時代の要請に応じた施設整備を進めます。

本市の新ごみ処理施設の役割や方向性については、国の動向等を踏まえながら検討し、次に掲げる基本方針を策定しました。

（1）安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設

安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができるとともに、災害発生時にも安定的な処理が継続できる強靱性と災害時に発生する廃棄物の処理が可能な施設とします。

（2）環境に配慮した施設

最新の公害防止基準を導入し、周辺環境への負荷を低減するとともに、ごみの処理で発生したエネルギーを効率的に回収利用できる施設とします。

（3）地域に貢献し、親しまれる施設

施設見学や環境学習等を通じ、市民が気軽に来場できる施設とするとともに、災害発生時には地域の防災拠点として貢献できる施設とします。

（4）経済性に優れた施設

将来の設備機器の延命化も視野に入れ、発注方式や管理・運営での選定により、建設費を含めライフサイクルコストの縮減に努める施設とします。

3. 応募者の資格

高島市の行政区域内にあって、次のいずれかの区分に該当する方の応募とします。

- ① 原則として、建設応募用地の区（自治会）長による応募。
- ② 建設応募用地が複数の区（自治会）にまたがる場合は、建設応募用地が該当するすべての区（自治会）長による共同応募。

4. 応募の条件

高島市内の土地で、以下のいずれの条件にも適合していることとします。

- ① 概ね3ヘクタールの用地が確保できること。3ヘクタール未満であっても当該地の周辺環境や同意状況によっては応募が可能ですので、環境センター建設課へご相談ください。
- ② 建設応募用地の当該区（自治会）内における合意形成がなされていること。（建設応募用地が複数の区（自治会）にまたがる場合は、建設応募用地が該当するすべての区（自治会）の合意形成が必要です。
- ③ 建設応募用地の土地所有者の同意が得られること。
- ④ 建設応募用地は、建設予定地に決定された場合は買取りとする。なお、土地の買取価格は不動産鑑定評価額等を参考に算出する。
- ⑤ 一般的な施設の耐用年数を稼働期限として、継続的な運転ができること。
- ⑥ 同一区（自治会）から別の建設応募用地で複数の応募も可とする。
- ⑦ 暴力団員による不法な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、および建設用地の応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

※上記の応募条件に適合していても、建設応募用地に関する地理的条件や形状、法令等による土地利用規制および周辺の整備状況により建設候補地とすることが困難な場合があります。

※必要な用地面積については、建設応募用地の地形や周辺の状況により増減する場合があります。

※建設応募用地の全部もしくは、一部が公有地（国、県、市等が所有する土地）である場合は、事前に環境センター建設課までお問い合わせください。

5. 応募時の提出書類

（1）必要書類

- ① 「高島市新ごみ処理施設建設候補地」応募申請書【別記様式1】
 - ② 建設応募用地位置図（縮尺1：5,000 から1：10,000程度で建設応募用地が分かるもの）
 - ③ 建設応募用地全体図（地番図、公図、住宅地図などを用い、土地登記簿に記載のある地番や建設応募用地の範囲および隣接土地の地番が分かるもの）
- ※住宅地図には、土地登記簿の地番が分かるよう地番の書き込みがしてあること。
- ④ 土地所有者関係一覧表【別記様式2】および隣接土地所有者関係一覧表（境界確認用）【別記様式3】

※③建設応募用地全体図に記載している土地および地番と相違がないこと。

- ⑤ 高島市新ごみ処理施設建設候補地応募にを議題とする区（自治会）の総会議事録【別記様式4】

※議事録必須事項として、①総会の日時と場所、②議題、③出席状況（例：議決権者〇〇名の内〇〇名の出席（内委任状〇〇名））、④総会の要旨と議決内容（例：賛成〇〇名により、区（自治会）会則または規約の〇〇条に基づき〇分〇以上の賛同を得て、承認されました。）

、⑤区（自治会）名、⑥総会開催時の区（自治会）長名などが記載されていること。

※役員改選等により、総会開催当時（議事録署名）の区（自治会）長名と応募時の区（自治会）長名が異なる場合は、議事録に、応募時の区（自治会）長名で、原本証明（例：「原本に相違ありません。」等）し、署名してあること。

- ⑥ 区（自治会）の会則または規約
- ⑦ 高島市新ごみ処理施設建設候補地応募に関する意向調査書【別記様式5】

（2）提出部数 上記①～⑦各1部

6. 説明会の開催（施設見学）

住民や土地所有者を対象に区（自治会）長の依頼に応じて、公募説明会を実施します。また県内の新しいごみ処理施設の施設見学も希望に応じて実施します。

7. 選定方法

応募（募集）期間終了後、検討委員会において、応募者の資格および応募の条件に合致していることを確認した後、立地条件の適性など幅広い角度から慎重に協議検討して、各建設応募用地を慎重に評価選定し、市長に報告します。

8. 建設予定地の決定

検討委員会からの選定結果報告書（答申）を基に、建設予定地を市で決定します。
なお、決定後、応募者へは速やかに通知します。

9. 建設予定地決定後の提出書類

（1）必要書類

① 高島市新ごみ処理施設建設応募用地土地所有権移転に関する同意書【別記様式6】および高島市新ごみ処理施設建設応募用地土地所有権以外の権利消滅に関する同意書【別記様式7】
※土地所有者のほか、当該土地に法律上の権利を有する者（権利関係者）^{（注）}がいる場合、当該権利関係者の同意書が必要です。

（注）：「当該土地に法律上の権利を有する者（権利関係者）」とは、当該土地に対して、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、留置権、先取特権、（根）質権、（根）抵当権、鉱業権、採掘権などの法律上の権利を有する者や、当該土地に対して差押えを行っている差押え債権者などをいいます。

② 地域振興事業計画書（案）

※地域振興事業計画書（案）については、市と協議の上、提出していただきます。

（2）提出部数 上記①～②各1部

（3）提出期限 ①については、建設予定地決定通知到達の日から3か月以内に提出すること。

10. 地域振興事業交付金

新ごみ処理施設の建設を受入れいただいた区（自治会）に対しては、地域振興事業交付金（下記2事業）を交付いたします。

※地域活性化事業は、地域活性化に資する区（自治会）の活動を継続的に実施するために、必要な経費などに対し交付します。

※環境整備事業は、主に自治会館・道路・水路・防災倉庫などの整備に必要な経費に対し交付します。

※地域振興事業交付金については、建設予定地が決定した後、市が、別途交付規則や要綱等を策定し、詳細を定めるものとします。

11. 地域振興事業交付金の額

地域振興事業交付金の額は、総額2億円以内（地域活性化事業：1億円以内、環境整備事業：1億円以内）とし、予算の範囲内で実施します。

12. 地域振興事業交付金の支払開始年度・支払期間

地域振興事業交付金の支払開始時期については、新ごみ処理施設の建設予定地の用地買収がすべて完了した上で、予算措置が講じられた初年度（以下「支払開始可能年度」という。）から支払いを開始する予定です。

地域活性化事業については支払開始可能年度から20年間を交付対象期間とし、分割払いとします。なお、施設稼働後20年目までを支払期間の限度とします。

環境整備事業については、支払開始可能年度から10年以内を交付対象期間とします。

なお、それぞれの交付金とも事前に提出された事業計画に基づき予算の範囲内で交付する予定です。

13. 公募に関する資料の掲載

公募に関する資料および必要書類の様式は、環境センター建設課窓口、各支所窓口にて配布するほか、令和3年7月上旬から市のホームページにも掲載します。

14. その他

- (1) 建設応募用地については、検討委員会において、現地調査を行います。
- (2) 建設応募用地の詳細は、建設候補地選定後、個人情報を除き原則公表しますので、予めご了解のうえご応募ください。
- (3) この要項に定めのない事項が生じたときは、市長が別に定めるものとします。

15. 応募（募集）期間

令和3年7月13日（火）から令和3年12月24日（金）までとします。

ただし、応募の受付は、土曜日、日曜日および祝日等の休日を除く、平日の8時30分から17時15分までとします。

16. 書類の提出先および提出方法

応募時の必要書類および建設予定地決定後提出する書類等は環境センター建設課窓口持参とします。

※書類等の窓口持参は、応募者本人もしくは代理でも可とします。

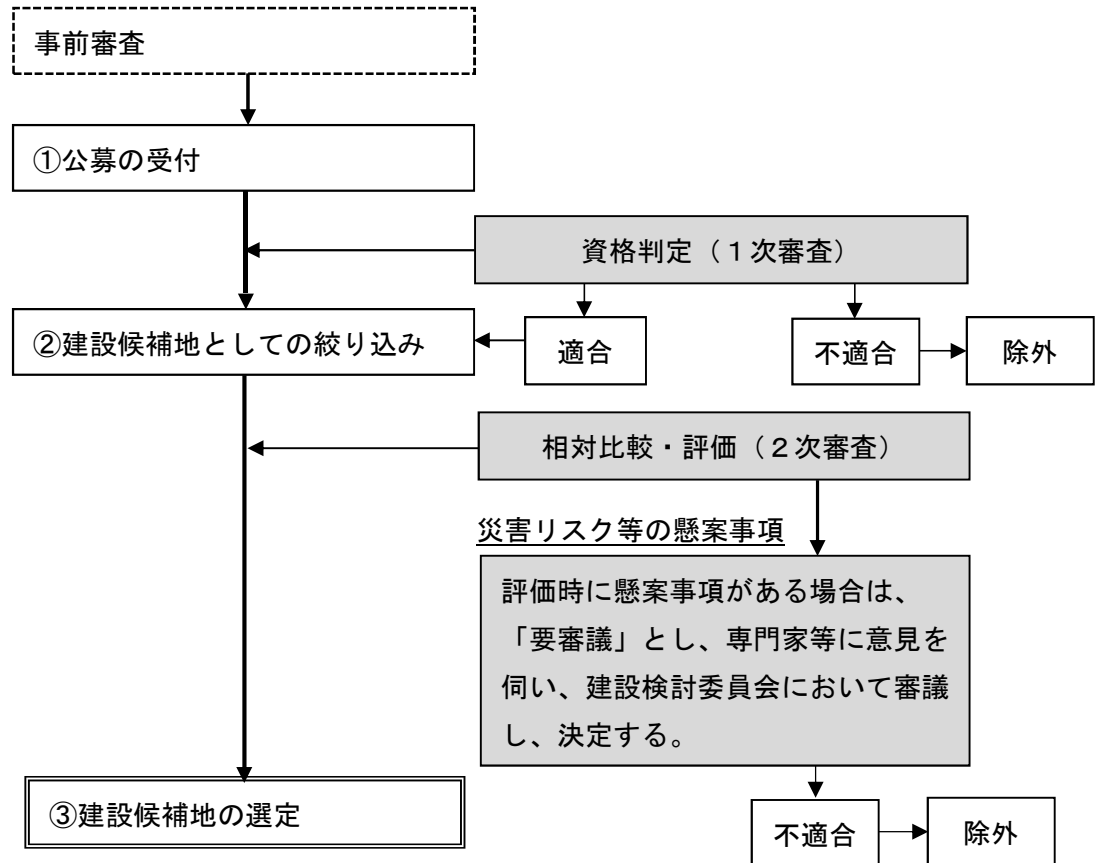
【提出先】

○高島市役所 環境部環境センター建設課
高島市新旭町北畑565番地
TEL 0740-25-8104

○建設候補地選定基準について

高島市ごみ処理施設建設検討委員会において、建設候補地として絞り込むため、項目ごとに評価指標、評価基準を設定し、対象地区の審査・評価を行います。

(1) 建設候補地の選定手順を下の図に示します。



(2) 建設候補地の資格判定基準項目（1次審査）

建設候補地としての基本的な条件を満たしているかを、下記の項目を対象に判定します。

建設候補地の資格判定基準項目を次に示します。

資格判定基準項目	審査基準
①施設整備に必要な面積が確保できていること。	・概ね3.0haの建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。
②他の事業計画がないこと。	・道路改良等の他の公共事業の計画がないこと。
③右記の地域に指定されていないこと。	・河川区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、国有林、保安林、自然公園特別地域、鳥獣特別保護地区、指定文化財（史跡名勝天然記念物）

(3) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目（2次審査）

建設候補地としての適性を評価するため、評価視点を定め、基本的項目の中から比較項目・評価基準を検討し適正の点数化を行い、候補地を選定します。（別表）

別表

評価視点	評価項目	評価指標
①安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設	土砂災害	地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所
	地震災害	液状化指数（PL 値）、最大想定震度、活断層からの距離
	水害	浸水想定区域
	河川法	河川保全区域
	農振法	農業振興地域（農用地区域）
	土地の状況	土地の形状、支障物の有無
	搬入ルート確保	搬入道路の安定的利用
②環境に配慮した施設	生活環境	住宅との距離、教育・医療・福祉施設との距離
	道路状況	周辺道路の混雑度
	景観	景観形成推進区域
	自然環境	自然公園区域（普通地域）、都市公園・緑地、鳥獣保護区、地域森林計画対象民有林
	公害規制	都市計画区域（用途地域）、騒音規制区域、振動規制区域
	土壌汚染	地歴調査
	文化財	埋蔵文化財包蔵地
③経済性に優れた施設	施設整備関連費用	用地取得費、造成工事費、搬入道路整備費、用水確保に要する費用
	収集運搬費	収集運搬コスト（人口重心からの距離）
	その他付加的な費用	施工容易性・安全性
④地域に貢献し、親しまれる施設	用地取得の実現性	区・自治会内の合意形成
	周辺地域の状況	隣接区・自治会との距離、搬入道路と周辺自治会の位置関係
	地域振興	地域振興策・エネルギーの活用体制、ごみ処理に対する理解度、協力度
総合評価	多面的評価	安全安心、環境保全性、経済性、実現性、地域貢献

施設建設地域への地域振興策

高島市が建設を進める各施設を受け入れしていただく区（自治会）に対して地域振興事業交付金（地域活性化事業および環境整備事業）を交付します。高島市も施設を建設する地域の一員であるという視点から、地域振興事業交付金を交付し、地域の活性化を図ることを目的とします。

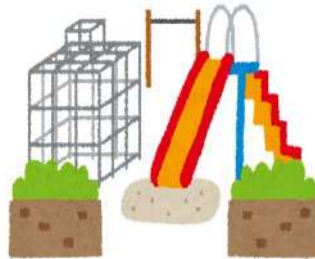
1. 環境整備事業の概要

- ① 実施対象地域は、原則として施設の設置区（自治会）とします。
- ② 整備事業は、施設の設置区（自治会）に総額1億円を上限として、交付要綱に基づき各年度ごとの予算の範囲内で実施できます。交付期間は10年以内とします。
- ③ 対象事業は、下記の例を参考にしてください。
- ④ その他詳細につきましては、交付要綱等に定めるものとします。

〈参考例〉



自治会館等整備



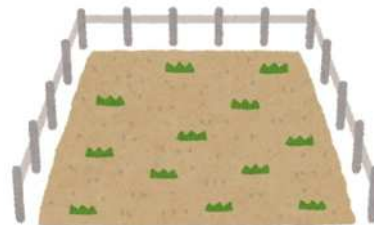
公園整備



道路・水路等の整備



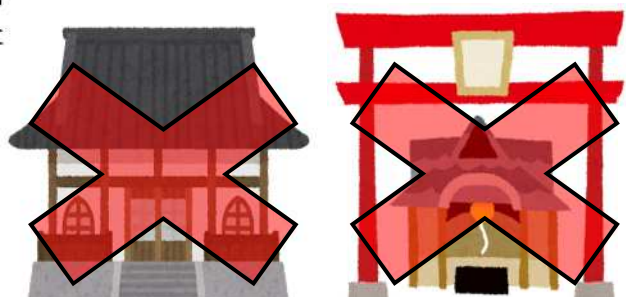
防災備品・防災倉庫整備



獣害対策施設の整備

※環境整備事業によって整備された施設等の維持管理については、原則、設置区（自治会）でお願いします。

※区（自治会）の中で必要となる施設等の整備であれば、原則対象となりますが、「神社仏閣等の宗教的なものの整備」に関する支出は環境整備事業の対象となりません。



2. 地域活性化事業の概要

- ① 交付対象地域は、原則として施設の設置区（自治会）とします。
- ② 交付金は、年間500万円を上限とし、交付要綱に基づき予算の範囲内で交付いたします。
交付期間は20年間の分割払いとします。
- ③ 交付対象事業は、環境保全活動や交流事業等の地域活性化に関する事業とします。詳しくは下記の例を参考にしてください。
- ④ その他の詳細については、交付要綱等に定めるものとします。
- ⑤ 地域活性化事業については積み立てすることはできません。
- ⑥ 地域活性化事業（ソフト事業）を環境整備事業（ハード事業）に流用することは可とします。

〈参考例〉



運動会支援



文化祭支援



世代間交流支援



清掃活動支援



花いっぱい運動支援



伝統文化継承支援

※清掃活動や運動会、その他地域のコミュニティ活動等の区（自治会）活動の経費であれば、原則交付の対象となりますが、「飲食経費」「公序良俗に反する活動の経費」等は交付金の対象となりません。



○ご不明な点については下記までご相談ください。

○高島市役所 環境部 環境センター建設課
〒520—1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL0740-25-8104